

## 別表 2

### 樹皮の許容量及び消毒方法の基準

#### 1 樹皮の許容量

木材こん包材は、樹皮を除去した木材を使用することとする。ただし、以下の(1)又は(2)に該当する場合を除く。

なお、熱処理を行う場合は、消毒処理前又は消毒処理後のどちらで樹皮を除去してもよいが、臭化メチルによるくん蒸処理を行う場合には、消毒処理前に樹皮を除去すること。

(1) (長さに関係なく) 樹皮の幅が3cm未満の場合

(2) 樹皮の幅が3cm以上である場合は、それぞれの総面積が50cm<sup>2</sup>未満の場合

#### 2 消毒方法の基準

輸出用木材こん包材の消毒は、以下のいずれかの方法とその基準により実施するものとする。

ただし、オゾン層保護の観点から、原則として熱処理を用いることとし、臭化メチルくん蒸処理は、貨物のこん包後に消毒を実施する場合など、やむを得ない場合に限ることとする。

(1) 従来の蒸気、キルンドライ加熱室又は薬剤加圧注入を利用する熱処理消毒

国際基準第15に規定されている消毒基準である「木材こん包材の材の中心温度が56°C以上で30分間以上保持されていること」を達成するため、以下の「材の厚さ及び処理温度別の熱処理時間」により実施すること。

表1 材の厚さ及び処理温度別の熱処理時間

材の厚さ\処理温度	60°C以上	70°C以上	80°C以上	90°C以上
50 mm 以下	3時間以上	2時間以上	2時間以上	2時間以上
100 mm 以下	7時間以上	5時間以上	4時間以上	4時間以上
150 mm 以下	15時間以上	10時間以上	8時間以上	7時間以上
200 mm 以下	25時間以上	16時間以上	13時間以上	11時間以上
250 mm 以下	38時間以上	24時間以上	20時間以上	17時間以上
300 mm 以下	53時間以上	34時間以上	27時間以上	24時間以上
350 mm 以下	70時間以上	45時間以上	36時間以上	31時間以上
400 mm 以下	89時間以上	57時間以上	46時間以上	40時間以上
450 mm 以下	110時間以上	70時間以上	56時間以上	49時間以上
500 mm 以下	132時間以上	84時間以上	68時間以上	58時間以上

(注)

① 処理時間は、庫内温度が処理温度に達してからの時間とする。

- ② 単材と単材の間隙が 20mm 以下の状態で結束された材は、原則として結束された全体を 1 つの単材とみなすものとする（以下結束材という）。
- ③ 熱処理時には、結束材と他の結束材との間に棧を入れ、その間隔は 20mm 以上とする。
- ④ 結束材の大きさは、その 2 辺が 500mm×1,200mm 以下とし、短い方の辺を「材の厚さ」として基準を適用する。
- ⑤ 結束材の場合は、本会発行の「輸出貨物梱包材の消毒処理証明マニュアル」付表 1 によることができる。
- ⑥ 次に留意すること。
  - ア 加熱室は床を含めきちんと密閉することができること。
  - イ 木材の周囲とその中を通過する適切な空気の流れを確保できるように、処理される木材を加熱室内に積み入れること。
  - ウ 積まれた木材の中に置かれた棧は、適切な空気の流れを確保するのに必要な方法で使用されていること。
  - エ 処理中の空気を循環するために必要に応じて送風機が使用されること。
  - オ もし最低温度が維持されていない場合は、全ての木材が処理要件（56°Cで連続 30 分処理）に従って処理されることを確保するため、是正措置をとること（例えば、処理を再スタートする、処理時間を延長し、必要に応じて温度を上げる等。）。

## (2) 臭化メチルくん蒸処理

温度別の CT 値及び最低濃度が表 2 の基準を満たすように行われること。

なお、表 2 の規定要件を満たす処理計画の一例を表 3 に示す。

表 2 臭化メチルくん蒸処理基準

温度	24 時間以上の CT 値 (g·h/m <sup>3</sup> )	24 時間後の最低濃度 (g/m <sup>3</sup> )
21°C	650	24
16°C	800	28
10°C	900	32

表 3 臭化メチルくん蒸処理計画

温 度	投 薬 量 (g/m <sup>3</sup> )	最 低 濃 度 (g/m <sup>3</sup> )		
		2時間後	4時間後	24時間後
21°C以上	48	36	31	24
16°C以上	56	42	36	28
10°C以上	64	48	42	32

(注)

- ① 最低温度は、10°Cを下回らないこと。

② 処理時間は、24時間下回らないこと。

24時間後に最終最低濃度が達成されなかつた場合は、次によること。

ア 処理を再スタートする。

イ 濃度における逸脱が5%までの場合は、規定されたCT値を達成するために処理の最後に2時間以内の処理時間を追加する。

③ 処理開始から2時間後、4時間後及び24時間後に濃度を測定し、濃度が最低濃度以上であることを確認すること。

④ CT値は、処理の持続時間にわたる濃度(g/m<sup>3</sup>)と時間(h)の積とすること。

⑤ 消毒基準に定められた投薬量を順守し、技術上、やむを得ず上回る場合においても最少の範囲にとどめること。

⑥ 次に留意すること

ア できる限り攪拌(循環)装置を使用し、投薬後1時間以内にガス濃度が均一になるよう努めること。なお、必要に応じて気化器を使用すること。

イ 木材の収容率は、80%以内であること。

\* 収容率(%) = (収容物の容積) / (くん蒸庫(天幕)の内容積) × 100

ウ くん蒸時の床面は、コンクリート等で舗装されているか、ガスを通さないシート等が敷かれていること。

エ 厚さ(横断面の最も短い辺)が20cmを超える木材には実施しないこと。また、木材の積み付けは少なくとも厚さ20cmごとに空間部を設けること。

オ 処理の温度は、木材こん包材又はくん蒸庫(天幕)内空間部を測定した温度の、いずれか低い値とすること。

カ 上記の他、国際基準第15の規定に留意すること。